

京 都 大 学 工 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8条 学生は履修する授業科目を定め、あらかじめ担当教員の承認を受けなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 (同 左)</p> <p><u>第8条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>